

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

釧路信用組合

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も取組方針は変わりません。

これからもお客様に対して、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう、努めてまいります。

中小企業金融円滑化法の取組方針

1. 当組合の実施方針

当組合は、地元で健全な事業を営む中小事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地元事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことの重要性を認識し、お客様と目線を合わせ貸付けの条件の変更等の申込手続に対して適切かつ積極的に取組んでまいります。

(1) 中小企業者のお客様

〔事業資金に係る貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談について〕

厳しい経営環境に直面し事業の業績の悪化により、資金繰りに支障を来し、これまでのご返済の継続にお困りの場合、貸付の条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

(2) 住宅ローンご利用のお客様

〔住宅資金に係る貸付けの条件の変更等のお申込み・ご相談について〕

当組合の住宅資金をご利用いただいているお客様が、勤務先や事業等のご事情による収入減等の理由からご返済にお困りの場合、貸付けの条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、各営業店窓口でお受けしております。

《営業店のご相談窓口》

場 所 各 営 業 店

受付時間 平 日 9：00～17：00

(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)